

茨城県におけるマンション管理適正化支援法人の共同登録に関する基本方針

1 制度概要

令和7年5月に改正法が公布され、同年11月28日に一部施行されたマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）において、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）に係る制度が創設されました。

本制度は、民間団体が県等の登録を受けることにより、公的立場から活動しやすい環境を整備し、マンション管理の適正化に取り組む都道府県等を補完する役割を果たしていくことを目的としています。

【参考】

法第5条の4に定められた管理支援業務として想定されるもの。

※「マンション管理適正化支援法人の登録等の手引き」（国土交通省_令和7年11月）より抜粋

第一号関係	・管理組合からの管理に関する相談対応や助言 ・管理規約や長期修繕計画の作成・見直し等に関する助言 ・管理会社との契約内容の確認や見直し支援 等
第二号関係	・地域のマンションの管理状況や意向の把握 ・マンション管理適正化推進計画の周知 等
第三号関係	・マンションの管理に関する調査や研究
第四号関係	・管理組合や区分所有者向けのセミナー・研修の開催 ・マンションの管理や再生に関する最新情報の提供 等
第五号関係	・地方公共団体や他の支援法人との連携 等

2 県と市による共同登録について

本県では、マンション管理適正化推進計画を県と29市により共同作成しているため、県及び各市が個別に支援法人の登録を行った場合、法第5条の12の規定に基づく、マンション管理適正化推進計画の変更等の提案を受けた際の対応に不都合が生じることが懸念されます。

一方、共同で支援法人の登録を行うこととした場合、各市における事務の軽減が図れる、セミナーが広域開催しやすくなる等のメリットが考えられます。

共同登録は、県が全体調整等中心的な役割を担い、共同登録市は県への協力、連携及び情報共有等を行うことにより共同で運用に参画する方法であり、単独で適正化計画を作成した市も含め、県及び県と共同で登録を行うことを希望する市（以下「共同登録市」という。）が支援法人を共同で登録するものです。

なお、マンション管理適正化推進計画を共同作成している市の中には、区域内にマンショ

ンがない市もあることから、共同登録への参加は各市の状況に応じ随時可能とすることとします。

3 支援法人の登録要件等

(1) 登録要件等

支援法人の登録等に関する規定は、「マンション管理適正化支援法人の登録等の手引き」(令和7年11月 国土交通省)に基づき、別途「登録等に関する事務取扱要綱」において定めます。

(2) 登録方法

県及び共同登録市のホームページ等で公表します。
登録手数料の徴収は想定していません。

4 支援法人の業務

マンションの管理組合や管理者等に対する相談対応やセミナー等を通じ、マンションの管理に関する課題や問題の解決に向けた支援を行っていただきます。

活動等に関する基本的な基準は別途「管理支援業務実施基準」により定めます。

5 法人の登録に関する事務等

法人の登録等にあたり必要となる基本的な事務は、県が主体的に担うこととします。
なお、共同登録市において個別に発生する事務は、それぞれの市が行うこととします。

6 マンション管理適正化支援法人の共同登録に参画する市

日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、高萩市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市

※上記2に記載のとおり、各市の状況に応じて参画する市が増加する可能性があります。

7 支援法人登録までのスケジュール (案)

令和8年3月～ 県ホームページ等による共同登録に関する基本方針等の周知
マンション管理適正化支援法人の公募・登録